



古賀市景観計画 目次

序章	景額	₹づくりの考え方⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯1
第	1節	景観計画策定の背景と目的1
第	2節	景観まちづくりの必要性
第	3節	景観計画の位置づけ3
第	4節	古賀市の景観特性4
笙 1	音	- 景観計画の区域 ··············14
		良好な景観の形成に関する方針
-		基本目標
		景観形成方針
第	3節	景観重点区域候補
		良好な景観形成のための行為の制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
第	1節	良好な景観形成に向けたしくみ29
第	2節	届出対象行為30
第	3 節	景観形成基準32
第4	章·	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
		景観重要建造物の指定の方針35
		景観重要樹木の指定の方針36
		景観重要公共施設の整備に関する事項
		基本的な考え方 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		景観重要公共施設とは····································
		景観重要公共施設の指定の方針38
第	4 節	整備に関する事項等38
		屋外広告物の表示等の制限に関する事項42
第	1節	基本的な考え方42
第	2節	古賀市の屋外広告物の現状と問題点42
第	3 節	屋外広告物に関する景観誘導指針43
第7	章:	- 景観づくりを推進するために
		 共働体制·······44
第	2節	計画の運用と体制46
		景観資源の活用



序章 景観づくりの考え方

第1節 景観計画策定の背景と目的

(1) 景観計画策定の背景

江戸末期から明治にかけて、日本を訪れた外国人は、日本の美しい景観を絵のようだと絶賛したと言われています。その後、戦後の経済成長とともに、経済性や機能性が優先されることで、国も人も国土の美しさに対して気に留める機会が減ってきました。

一方、欧米では景観保護の法制度が整えられ、歴史的建造物の保護や建築物への規制など、様々な取組みが実施されてきました。その後、我が国においても高層マンションの建設や屋外広告物の氾濫に対する不満の声が徐々に挙がってくる等、国民の景観に対する意識が高まってきました。そのような流れを受け、平成15年7月に、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐとの理念のもと、「美しい国づくり政策大綱」が制定され、平成17年には景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されたことにより、全国的に景観計画を策定する動きが見られるようになりました。

本市においても、平成23年に景観基本計画となる「美しいまちづくりプラン」を策定し、地域に愛着を持ち、誇りうる景観まちづくりに向けて取組を進めてきました。

また、平成28年7月1日より景観行政団体となったことを受け、市をあげてさらなる景観まちづくりを推進する機運が高まっています。

そのため、市域全体の一体的な景観づくりを見据えつつ、市民共働による景観まちづくりの方向性を示すことを目的として、既存の「美しいまちづくりプラン」の計画と一本化した「古賀市景観計画」を策定することにしました。

(2)景観計画の目的

- ① 具体的な目標像やルールを定め、共有すること。
- ② 景観に関して一定の強制力を持ったルールを作ること。
- ③ 市民、企業、行政のそれぞれが主体となり、共働して景観まちづくりを推進すること。

第2節 景観まちづくりの必要性

(1)景観とは

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のある"まちのたたずまい"といった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。

つまり景観は、「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

(2) 景観まちづくりとは

景観まちづくりとは、まちの景観を大切な財産として維持・継承し、長い時間をかけて育まれてきた人々の生活の営みや努力の積み重ねによって醸成される地域固有の特性を活かしながら、さらに新しく景観を創出していく一連の取組みを指します。

(3) 景観まちづくりの必要性

美しい景観は人々に潤いと安らぎを与え、子供たちを育て、居住環境の向上をもたらすだけでなく、 地域の産業や経済活動に活力を与えることにもつながります。

景観まちづくりを進めることで、古賀市全体の景観の魅力を高めるとともに、市民の関心も高まり ひいては、コミュニティ活動や市民活動の活性化なども期待されます。

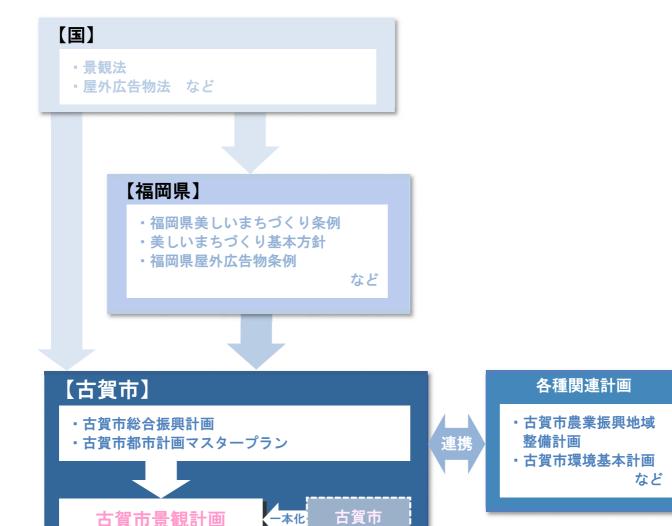
ひとりでも多くの人が、景観まちづくりに関心を持ち、主体的に関わるようになることが、魅力的な景観をつくり、守り、育てていくためには欠かせません。

第3節 景観計画の位置づけ

古賀市景観条例

古賀市屋外広告物条例

- ●景観計画は景観法第8条に規定されている法定計画であり、国や県、古賀市の既存計画との整合を 図りながら策定しました。
- ●市が良好な景観の維持・形成を進めていくためのマスタープランとなるものであり、景観条例や屋 外広告物条例とあわせて運用していきます。
- ●平成23年に策定した「古賀市美しいまちづくりプラン(景観基本計画)」については、「古賀市景観 計画」に内容を一本化しました。



▲景観計画の位置づけ

美しい まちづく<u>り</u>

プラン

第4節 古賀市の景観特性

市民アンケートや計画策定に当たって立ち上げた「古賀市景観市民会議」における市民意向、現地調査結果等を踏まえて、古賀市の景観特性について整理しました。

(1)景観構造

古賀市は、東は犬鳴山地・立花山地から樹園地などに利用されてきた丘陵に向かい、水田や畑地、 市街地を経由して松原の連なる玄界灘に至るダイナミックな地形がベースとなっています。

景観の構造をみると、緑の背景となる稜線軸がひだ状に形成されており、奥深い景観を生み出しています。玄界灘に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの河川軸があり、市域内で完結していることから、上流から下流にかけての連続した一連の景観が広がっています。また、九州自動車道、国道3号、495号およびJR鹿児島本線が市内を縦断しており、幹線道路軸および鉄道軸を形成しています。

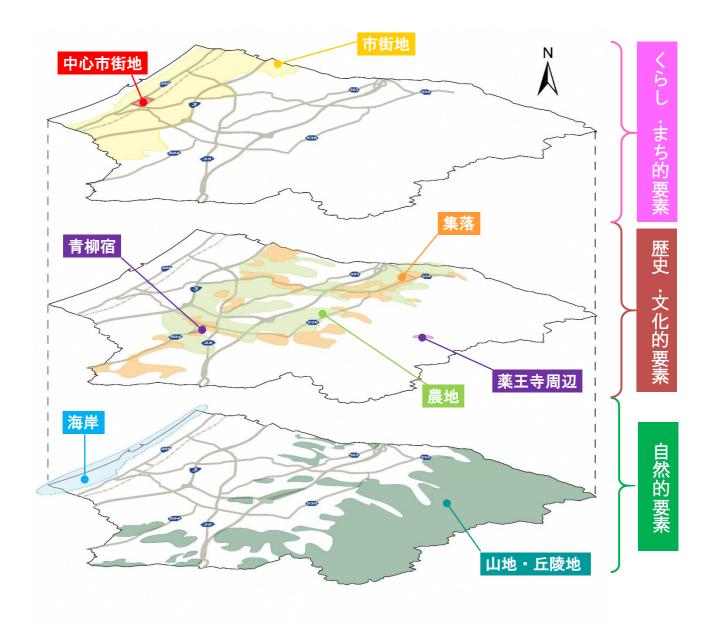
西部から東部に向かって景観の構造断面をみると、玄界灘や海岸の松林の広がる水辺景観、住宅地・市街地・工業団地の広がる都市的景観、農地・集落がある里山・田園景観、山裾にある住宅・農地や工場を経て、山間部の緑地景観となっており、変化に富んだ特徴のある景観を有しています。



(2)景観の構成要素

古賀市の景観の美しさは、前述した特徴的な景観構造の中に包括される以下の3つの要素に分類でき、これらの要素が様々に混ざり合い形成されています。

- ▶ 「自然的要素」:海岸、山林、緑等、ありのままの自然
- ▶ 「歴史・文化的要素」:集落、農地、歴史的まちなみ等、長い時間をかけて人々の営みの中で 形成されたもの
- ▶ 「くらし・まち的要素」:住宅地や商店街等、人々の日常生活のフィールドとなるもの



▲景観を構成する3つの要素

(3)景観特性

①自然の景観

- ➤ 玄海国定公園に指定された白砂青松の連なる玄界灘が面しており、花鶴ヶ浜からは玄界灘 と相島の絶景が一望できます。
- ▶ 花鶴が浜公園付近の川沿いの道は、ハマボウが咲く散策路として親しまれています。
- ▶ 花鶴ヶ浜から福津市にかけた海岸沿いは「歩いてん道(浜辺コース)」となっています。 中川河口の潮騒橋付近には、夕陽風景時計が設置されており、夕陽の鑑賞スポットとなっています。
- ▶ 市東部には、全市景観のスクリーンとなっている犬鳴山地・立花山地や、樹園地などに利用されてきた丘陵地が広がっています。
- ▶ 興山園は、頂上から市内を一望できる眺望スポットとなっています。
- ▶ 清滝地区には大根川沿いに桜並木が連なり、清滝橋からは清滝清流と桜並木を眺めることができます。
- ▶ 鹿部山公園展望台からは、手前に花鶴丘団地、奥に玄界灘、相島が見渡せます。市街地の 貴重な眺望スポットです。
- ▶ 古賀グリーンパークやコスモス広場などの自然の地形を活かした施設が整備されています。







②歴史・文化の景観

- 市内には地域の生活や歴史・文化を伝える多くの寺社仏閣等の資源が点在しています。
- ▶ 市中央部に広大な田園地帯が広がり、田園地帯の周囲には里山の緑豊かな風景が広がっています。里山の麓には、古くからの農村集落や鎮守の森が点在しています。
- ▶ かつて唐津街道の宿場町として栄えた青柳宿では、所々に昔ながらの建物が残っております。大名が宿泊した「御茶屋」跡の隣に位置する青柳しょうゆや西の構え口の石積みなど、歴史を感じられる資源が点在しており、街道の入り口には案内板が整備されています。
- ▶ 薬王寺温泉街では、情緒ある温泉街の雰囲気を感じることができます。
- 歴史の中で育まれてきた多くの祭りや行事などが文化的資源として現在も受け継がれています。







③くらし・まちの景観

- ➤ 国道3号から海側に広がる市街化区域を中心に都市的景観が広がり、商業店舗の立地が進んだ沿道景観が形成されています。
- ➤ JR古賀駅周辺は商業施設や高層マンションが集積した市街地の景観となっており、古賀 停車場線(JR古賀駅から国道495号へ続く通り)は電線類が地中化されています。
- ▶ 舞の里地区や美明地区には、低層の戸建て住宅が並ぶ閑静な住宅地の景観が形成されています。一部の地区では、歩行者用道路が完全に分離されており、加えて、各住宅の敷地内の緑化も行われていることから、良好な居住環境が形成されています。
- ➤ 工業団地は工業地として明確に区分されており、工業団地の敷地際は樹木で緑化されている所が多い状況です。







(4) フットパスを用いた景観まちづくり

1) フットパスとは

「フットパス」とは、イギリスを発祥とする『森林や田園地帯、古いまちなみなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】』のことです。

2) 景観まちづくりにおけるフットパスの有効性

主として地域住民が日常生活で利用するフットパスは、「身近な生活景観」を見るための良好な視点場になると同時に、地域住民の交流の場ともなります。

また、フットパスは、歩行者や自転車のほか、自動車も利用しますが、そのように様々な種類の移動手段が共存している場所では、互いが譲り合い、ゆっくりとした速度で移動が行われることから、利用者は、道端に咲く花などの細かな部分にも目が届きやすく、その地域ならではの魅力的な景色を楽しむことができます。

また、このように身近な存在であるフットパスを通じて、市民が景観に対する関心を高め、自分にできる範囲で景観まちづくりに取り組むことにより、共働による景観まちづくりが推進されることも期待できます。

3) 古賀市のフットパス

古賀市では既に、潤いあるまちなみや自然豊かな風景を楽しむことができる「歩いてん道」などのウォーキングコースが市内各地に設定され、市民の憩いの空間となっていることから、これらを主要なフットパスとして位置づけることとします。

また、市内を巡る幹線道路や河川は、市民や来訪者など多くの人が利用する空間であるとともに、各地域を貫く骨格の役割を果たすことから、これらを「景観軸」として設定し、フットパスを検討する際に配慮することとします。









▲古賀市内のフットパス

4) フットパスを用いた景観まちづくりのあり方

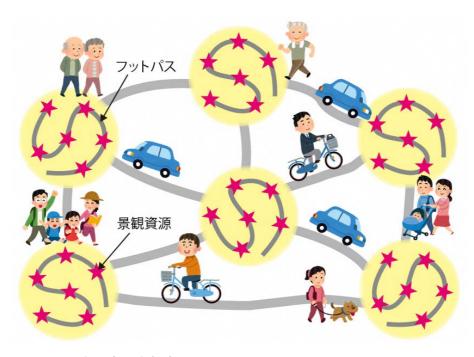
景観軸である幹線道路や河川、主要なフットパスと位置づけられる「歩いてん道」などのウォーキングコースと、それらをつなぐ小径が一体となった「フットパスネットワーク」を構築することで、市全域に回遊性や連続性が生まれます。

将来的には、フットパスに近接する公共施設などを、各フットパスをつなぐ結節点とすることで、徒歩から自転車や自動車、公共施設への乗り換えを可能とし、フットパスネットワークの広がりと利用促進が期待できます。

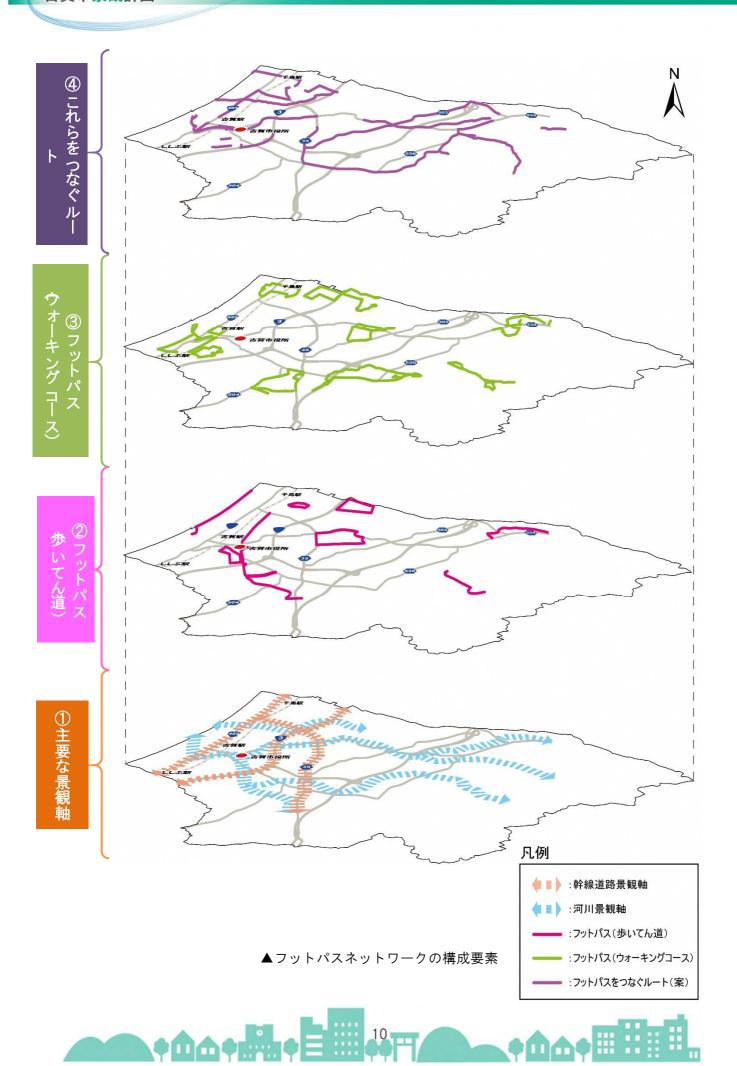
また、そこに生活者の営みや市民活動によって手が加えられ、"暮らしの社会基盤"としてのフットパスの機能が向上することにより、市民や来訪者の誰もが景観を楽しみながら快適に過ごすことができる空間を創出し、市全体の魅力あるまちづくりに寄与するものと考えます。

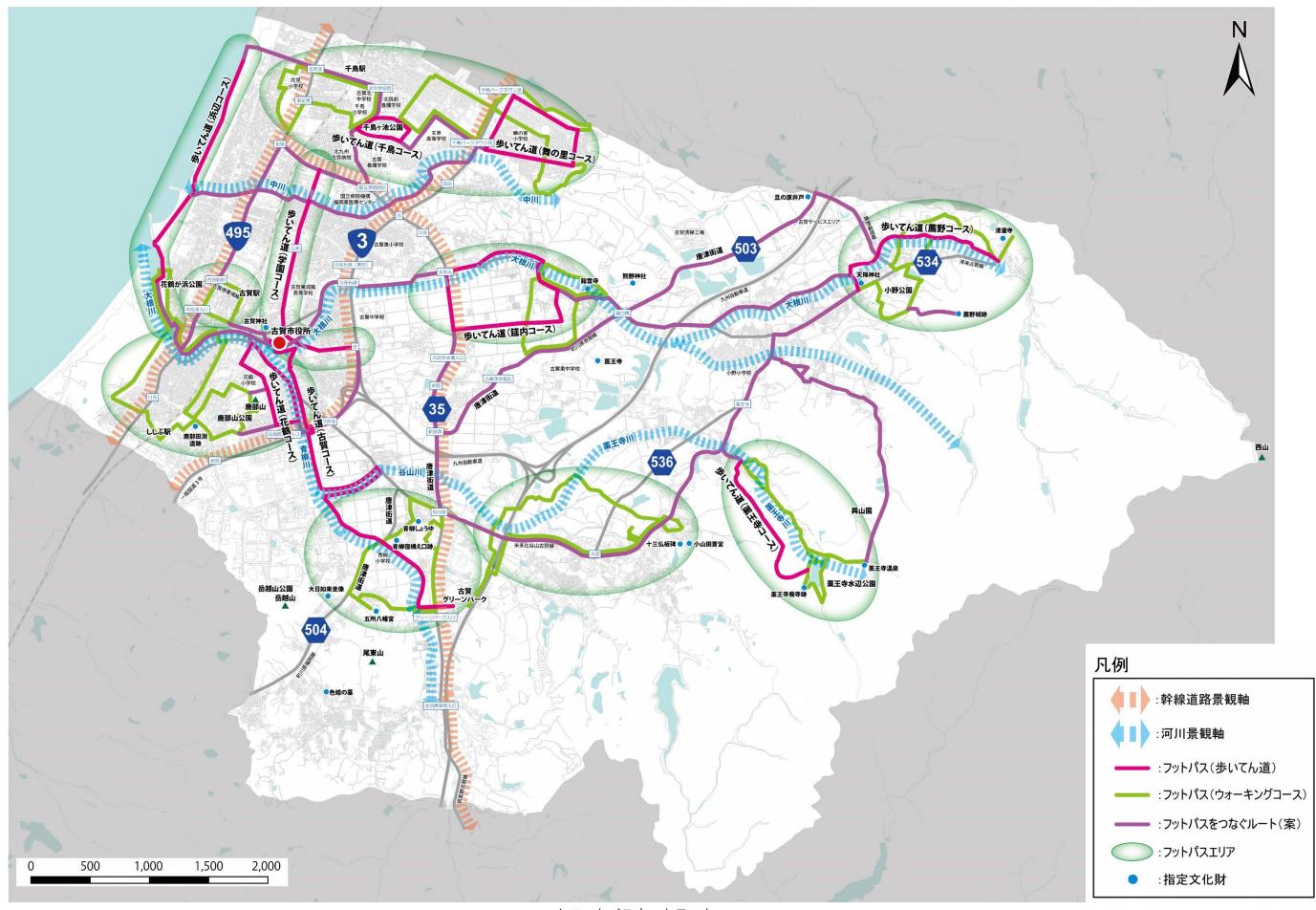
【フットパスネットワークの構成】

- ① 主要な景観軸:河川軸、道路軸
- ② 歩いてん道:古賀市の素晴らしい自然や歴史をたどるコース
- ③ ウォーキングコース:歩いてん道に繋がるコースを含んだウォーキングコース
- ④ 上記①②③つなぐルート:自動車・自転車での移動を基本とした②・③をつなぐコース



▲自動車、自転車+フットパスネットワークのイメージ





▲フットパスネットワーク

本編 景観計画

本計画の構成

第1章

景観計画の区域

第1節

景観計画の区域

第2章

良好な景観形成に関する 方針

第1節 基本目標

第2節

景観形成方針

第3節

景観重点区域候補

第3章

良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項

第1節

良好な景観形成に向けた しくみ

第2節

届出対象行為

第3節

景観形成基準

第4章

景観重要建造物・ 景観重要樹木の指定の 方針

第1節

景観重要建造物の指定の 方針

第2節

景観重要樹木の指定の方針

第5章

景観重要公共施設の 整備に関する事項

第1節

基本的な考え方

第2節

景観重要公共施設とは

第3節

景観重要公共施設の指定の 方針

第4節

整備に関する事項等

第6章

屋外広告物の表示等の 制限に関する事項

第1節

基本的な考え方

第2節

古賀市の屋外広告物の 現状と問題点

第3節

屋外広告物に関する

景観誘導指針

第7章

景観づくりを推進するた めに

第1節

共働体制

第2節

計画の運用と体制

第3節

景観資源の活用

第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域

古賀市は、西から東にかけて海~まち~里~山の4つの特徴的な景観構造を有しています。

景観構造を構成する要素としては、海岸・松林、市の東側を囲む雄大な山なみをはじめとした美しい自然景観、青柳宿や薬王寺温泉、各地に点在する神社をはじめとした歴史景観、広大な田園地帯や山裾の丘陵部とその合間に点在する集落地などの文化的景観、JR古賀駅周辺の中心市街地や市街化区域内の住宅地をはじめとした市街地景観などがあり、古賀市の特徴的な景観を形成しています。

これらの多彩な景観要素の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、古賀市では、 市全域(地先の公有水面を含む)を、景観法第8条第2項第1号に定める景観計画の区域とします。



第2章 良好な景観の形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

第1節 基本目標

古賀市では、海、山、川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、時代時代の人々の営みによってその 歴史を刻んできました。それらが蓄積することで、現在の古賀市固有の景観が成り立っています。

うみ・まち・さと・やまに広がるこれらの固有の景観の魅力と、歴史・文化の蓄積により形成された 現在のまちを河川や道路といった景観軸やフットパスにてつなぐことで、地域への愛着と誇りをもてる ような景観まちづくりを進めていきます。

また、長い時間をかけて変化してきた古賀の風土や、長い年月刻まれてきた古賀の歴史を大切にし、 新しいものをつくるときはそれらとの調和を図ることで、古賀らしい景観を育んでいきます。

古賀市ではこれらの方針をもとに、以下の基本目標を設定します。

うみ・まち・さと・やまの魅力と、古からの歴史と文化を紡ぎ 愛着と誇りのもてる"てくてく景観まちづくり"

第2節 景観形成方針

基本目標および古賀市の景観特性を踏まえ、全市の共通方針および景観構造別(ゾーン、軸)の景観 形成方針を設定しました。

(1) 共通方針

景観構造に関わらない共通要素として、"歴史・文化"および"しくみづくり"があります。

これらの要素は、古賀市の景観要素の重要な一部を担っており、景観まちづくりを進める上で非常に重要な役割を果たしています。

"歴史・文化"的な要素については、古賀市内に点在しており、伝統行事等の文化的価値により古 賀市の魅力を高めています。また、"しくみづくり"については、景観計画をより実効性の高い計画 にするために必要な要素です。

以下では、景観構造別の景観形成方針とは別に、これらの要素についても方針を設定しました。

1)歴史・文化に関する方針

- ◆地域固有の歴史的景観を守り伝える景観まちづくり
 - ▶ 歴史景観資源の維持・保全の継続と活用を図ります
 - ▶ 歴史的資源の発掘・魅力づくりを進めます
 - ▶ 地域の伝統行事等を継承します



2) しくみづくりに関する方針

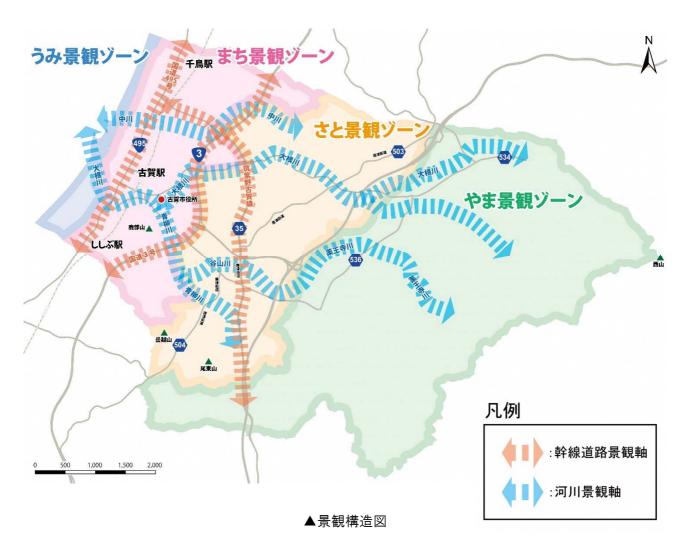
- ◆古賀らしい景観形成に向けたしくみづくり
 - ▶ 景観まちづくりの機運を育てる
 - ▶ 効果的な景観形成を促すしくみを育てる

(2) 景観構造別の景観形成方針

景観構造別の景観形成方針については、古賀市の景観特性に基づき区分した4つのゾーンと2つの 景観軸ごとの方針を設定します。

具体的には、類似の景観を有するまとまりのある景観域として、「うみ景観ゾーン」「まち景観ゾーン」「さと景観ゾーン」「やま景観ゾーン」の4つの景観ゾーンと、市内でも特に多くの市民や来訪者の目に触れやすく、景観形成上重要な都市軸である「幹線道路軸」、「河川軸」の2つの軸について景観形成方針を設定します。

また、景観形成方針の検討に当たっては、「古賀市景観市民会議」で抽出した身近な生活景観や、暮らしの社会生活基盤施設であり、景観まちづくりの主なフィールドとなるフットパス上の景観や視点場の整備等を主眼に置いて検討しました。



1)うみ景観ゾーン

①ゾーン特性

花鶴が浜公園や古賀市自慢の海岸線を含む景観ゾーンです。

古賀海岸と松林による、白砂青松の景観が広がっています。中川河口には潮騒橋が完成し、近くには一目で夕陽の沈む時間と方向が分かる「夕陽風景時計」が設置されています。

また、海岸からは相島を見渡すことができ、壮大な眺望景観が広がっています。





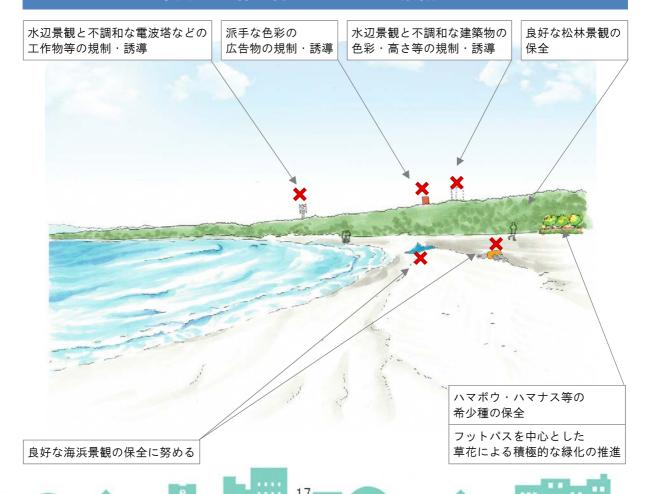


②課題

- ▶ 美しい海浜景観を維持するためには、古賀海岸、海岸沿いに広がる松林、花鶴が浜公園を 含む周辺の自然景観の保全が必要です。
- ▶ 花鶴ヶ浜から弓なりに続く広大な海浜景観の保全が必要です。
- ▶ 古賀海岸や松林までのアクセス経路の整備が必要です。

③景観形成方針

パラソルライン(古賀海岸と松林)の 美しく豊かな自然環境の保全・活用に努め、 市民の生活に潤いをもたらす景観づくり



2) まち景観ゾーン

①ゾーン特性

市街化区域内の大部分を占める低層住宅地や商業地、工業地を中心とした景観ゾーンです。 まとまった住宅地が点在しており、その中では緑あふれる公園や落ち着いた戸建て住宅地の景 観が広がっています。

また、地区内の建物周辺では庭先の花植えや緑化活動が積極的に行われており、緑豊かな景観が形成されています。



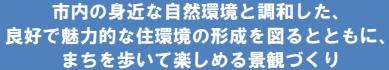


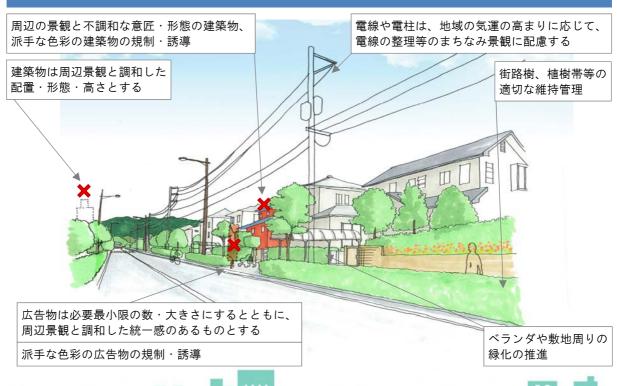


②課題

- ▶ 各地区で行われているまちづくり活動を継続しつつ、良好な緑あふれる住環境の保全を行う必要があります。
- ▶ JR古賀駅周辺や市役所や公共公益施設が集まる市道 千鳥・栗原線沿線などの古賀市の 顔となるまちなかにおいては、統一感のあるまちなみの形成が必要です。
- ▶ まちなかの商店街での空き家や駅周辺での空き地の増加など、まちなかでの活気が減少しており、活気あふれるまちなかの再生が必要です。
- ▶ 工業地域では、敷地の外縁部の緑化など、沿道景観の保全が行われており、これらの活動の継続的な実施が必要です。

③景観形成方針





3) さと景観ゾーン

①ゾーン特性

熊野神社等を含み、田園と集落を中心とした景観ゾーンです。

山裾まで広大な田園風景が広がり、背後にそびえる山々と相まって、四季折々の自然豊かな景 観を感じることができます。筵内地区では、春に地元の方々によって整備された広大な菜の花畑 を見ることができます。





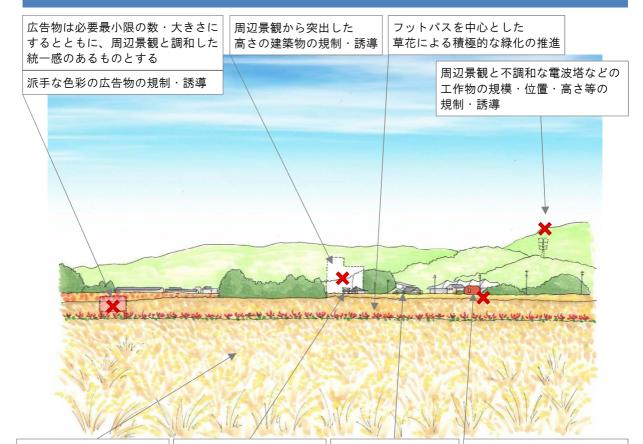


②課題

- ▶ まちと山をつなぐ豊かな里山・田園景観が広がっており、これらの価値を再評価し、失わ れつつある景観の維持・保全が必要です。
- 農業振興地域にも指定されており、生業としての農業と田園景観との関係に対しての配慮 が必要です。

③景観形成方針

むしろうち 筵 内や小山田などの里山・田園景観を守り伝承するとともに、 四季の移ろいが感じられる景観づくり



広がりのある田園景観保全

寺社・仏閣等の歴史的資源|敷地周りの緑化の推進| および鎮守の森の保全

周辺の景観と不調和な派手な 色彩の建築物の規制・誘導

4) やま景観ゾーン

①ゾーン特性

小野公園や清滝地区を含む山林と山あいの集落を中心とした景観ゾーンです。

市の東側に広がる山々は、市の景観の背景となっており、季節ごとの花や紅葉を見ることができます。

天降神社や清瀧寺など、古賀の歴史を感じさせる文化的な景観も点在しています。







派手な色彩の広告物の規制・誘導

②課題

- ▶ 雄大な古賀の背景を彩る山々の景観を保全するとともに、採石場については、周辺の環境に配慮しながら緑化を進める等の対策の検討が必要です。
- ▶ 山々からの眺望景観の保全が必要です。

③景観形成方針

周辺景観との調和を図る

プ鳴山系の山林の維持保全に努めるとともに、 こものじょうあと やくおうじ **薦野城跡・薬王寺温泉などの歴史の趣を感じられる景観づくり**

豊かな山林景観の保全 土石類の採取や木材の伐採の際は、 植樹等により、周辺景観との調和を図る 工作物の規模・位置・高さ等の規制・誘導 敷地周りの緑化の推進 敷地周りの緑化の推進 広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする

派手な色彩の建築物の規制・誘導

5) 幹線道路景観軸

①景観軸の特性

古賀市の主要な道路軸となる国道3号、国道495号、主要地方道35号 筑紫野古賀線沿線の景観ゾーンです。

生活利用だけでなく、通過交通による自動車交通量も多いことから、沿線にはロードサイドショップが連立し、派手な色彩の店舗や、大規模な広告物等が見られます。





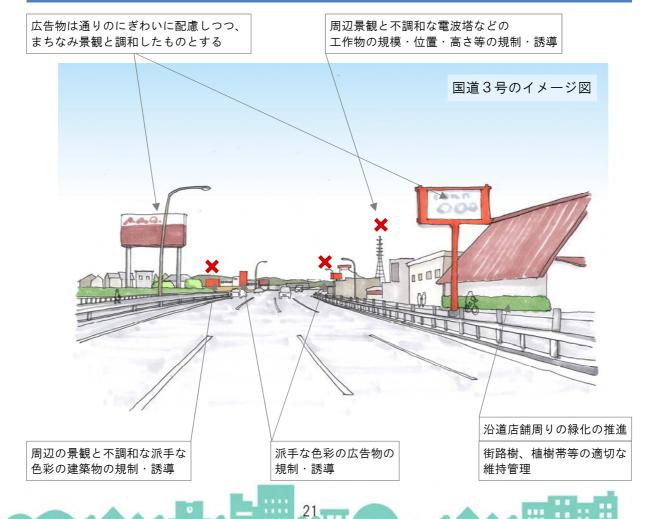


②課題

- ▶ 人の目にふれる機会の多い幹線道路沿線においては、周辺の住環境および里山・田園景観にも配慮しながら、調和のとれた沿道景観とすることが必要です。
- ▶ 特に沿線および交差点付近の巨大な屋外広告物については、色彩および規模の規制が必要です。

③景観形成方針

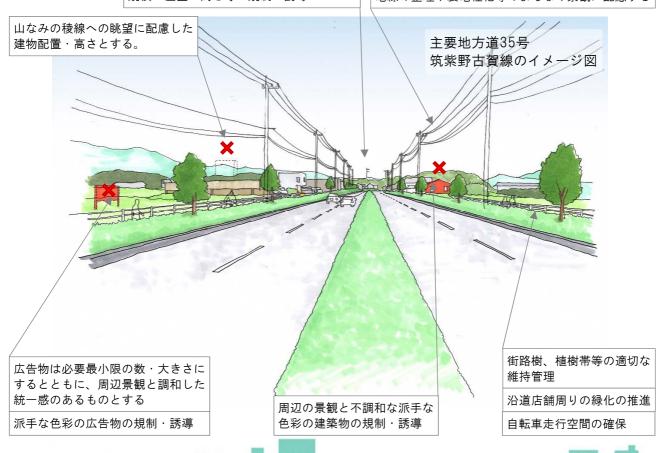
幹線道路沿線の周辺景観と調和した、 連続性とにぎわいのある景観づくり



電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、 電線の整理や裏電柱化等のまちなみ景観に配慮する



周辺景観と不調和な電波塔などの工作物の 規模・位置・高さ等の規制・誘導 電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、電線の整理や裏電柱化等のまちなみ景観に配慮する



6)河川景観軸

①景観軸の特性

市内を流れる大根川や中川水系等の河川とその周辺に広がる景観ゾーンです。

2つの水系は古賀市内を横断しているため、豊かな水辺景観とともに、市街地部~田園・里山 ~その先に広がる山林へと移り変わる、変化に富んだ特有の景観を見ることができます。

また、川沿いでは桜やほたるなどの四季折々の自然を、1年を通して楽しむことができます。







②課題

- ▶ 市内の代表的な景観資源である河川と一体となった景観を守るため、土手沿いの雑草・雑 木の除去等により、良好な河川景観の維持・向上が必要です。
- うるおいのある良好な河川環境を活用するため、親水空間の創出が必要です。

③景観形成方針

大根川・中川水系の豊かな河川空間と、 移ろいゆくうみ・まち・さと・やまの沿川景観を楽しめる景観づくり

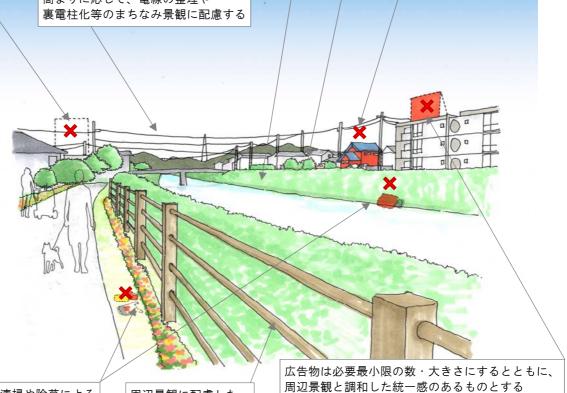
周辺景観から突出した高さの 建築物の規制・誘導

水辺に降りられるような 親水空間の検討

敷地周りの緑化の推進

周辺の景観と不調和な派手な 色彩の建築物の規制・誘導

電線や電柱は、地域の気運の 高まりに応じて、電線の整理や



ゴミの清掃や除草による 河川環境の改善

周辺景観に配慮した 色彩や素材の柵とする

派手な色彩の広告物の規制・誘導

第3節 景観重点区域候補

(1)発展的な計画変更と景観重点区域候補地の位置づけ

本計画では、景観づくりの土台となる、良好な景観形成の必要性への理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的に、市域全体を対象とした景観形成方針および、緩やかな基準等を設定しています。このうち、特に景観保全策が必要と考えられる青柳宿や薬王寺温泉周辺、および今後も市街地景観の変化の可能性が高いJR古賀駅周辺については、重点的な景観誘導が必要と考えます。そのため、本計画においては、これらを景観重点区域候補地として景観づくりの方向を定めました。

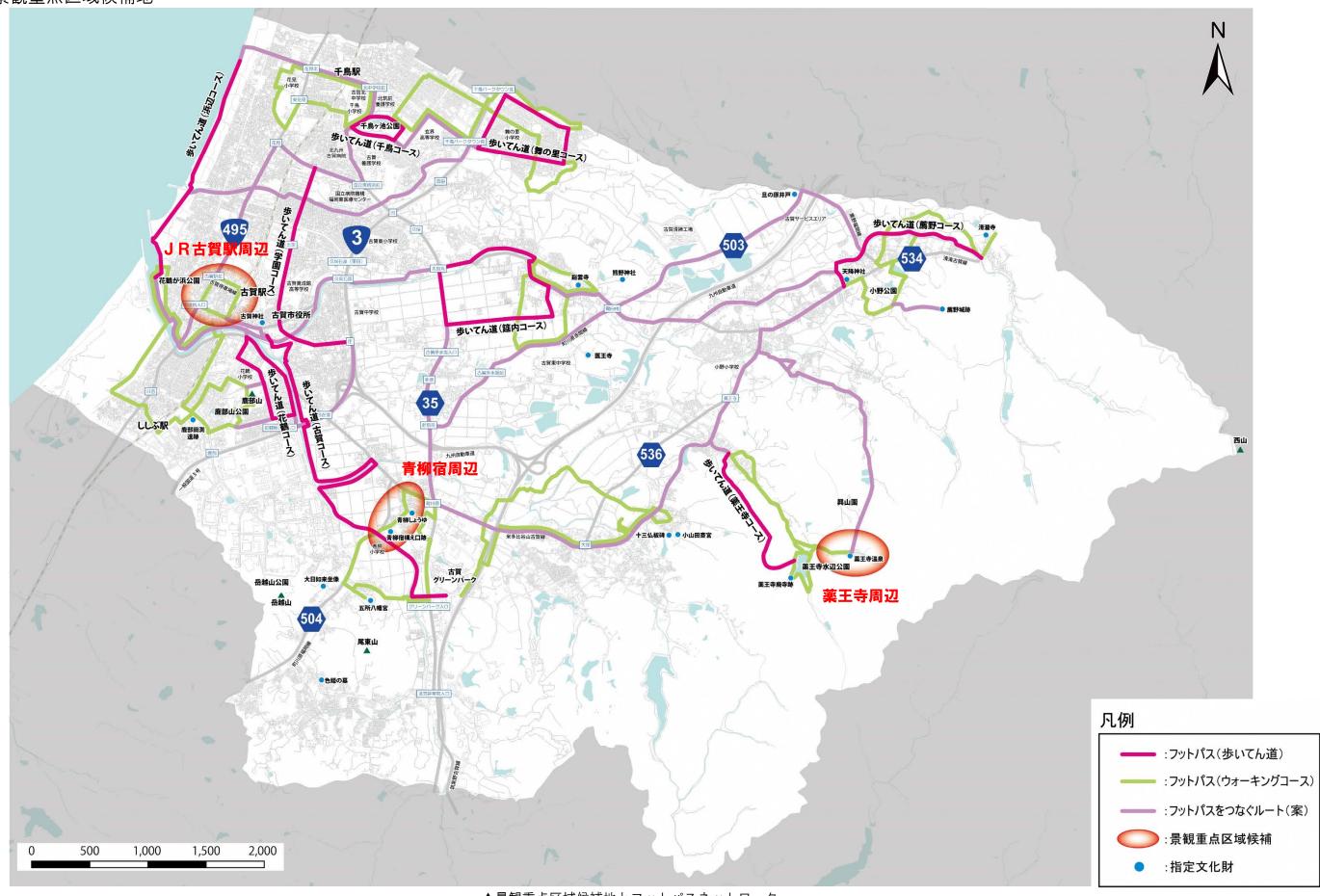
今後は、これらの景観重点区域候補地やフットパス周辺エリアを始めとしたその他の古賀市固有の 景観を有する地区等において、景観まちづくりへの機運が高まった際に、地域との協議を踏まえて、 より詳細な景観ルールを定める景観重点区域への位置づけを検討していきます。





▲発展的な計画変更のイメージ図

(2)景観重点区域候補地



▲景観重点区域候補地とフットパスネットワーク

1) JR古賀駅周辺

①地域の特性

JR古賀駅前を中心として、駅前通りやJR沿線の商店街を含む区域です。

駅前のメイン通りでは、電線の地中化やロータリーの花壇整備等のまちの顔となるような様々な取組みが行われています。

また、隣接する商店街では、古くからの雰囲気を残した軒の揃った店舗や街灯などの昭和のレトロな趣を感じさせる景観が広がっています。







②景観重点区域候補地への選定理由

古賀市の中心部として、今後も市街地景観の変化の可能性が高い区域と考えられます。

歴史を感じさせる複数の商店街やレトロな雰囲気を感じさせるまちのたたずまいが古賀の顔 として息づいています。

③景観づくりのイメージ図



空き家・空き地・空き店舗等の 活用促進による、まちのにぎわいづくり

敷地周りの緑化の推進

広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、 まちなみ景観と調和した統一感のあるものとする

2) 青柳宿周辺

①地域の特性

五所八幡宮等を含む、唐津街道青柳宿を中心とした区域です。

市内でも随一の大きさを誇る神社である五所八幡宮や境内にあるムーミンをかたどったようなクスの大木、唐津街道の宿場町として栄えた青柳宿などの歴史資源を今に残す風景が見られます。

特に青柳宿では、古くからの建築物や大宰府までの道標を表す石碑などが情緒ある雰囲気を醸し出しています。



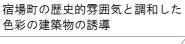




②景観重点区域候補地への選定理由

唐津街道の宿場町として、古賀の歴史的資源を今に残す貴重な区域です。 宿場町特有の鉤の手形といった道路線形や、西の構口跡、青柳村役場跡等が残っています。

③景観づくりのイメージ図



電線や電柱は、地域の気運の高まりに応じて、 電線の整理や裏電柱化等のまちなみ景観に配慮する



3) 薬王寺周辺

①地域の特性

薬王寺温泉街や薬王寺水辺公園を中心とした区域です。

薬王寺温泉街の趣のある落ち着いたまちなみや周辺に広がる雄大な山なみとの調和を見ることができます。

薬王寺温泉街の途中には興山園へと続く道があり、山あいの自然景観を楽しむこともできます。





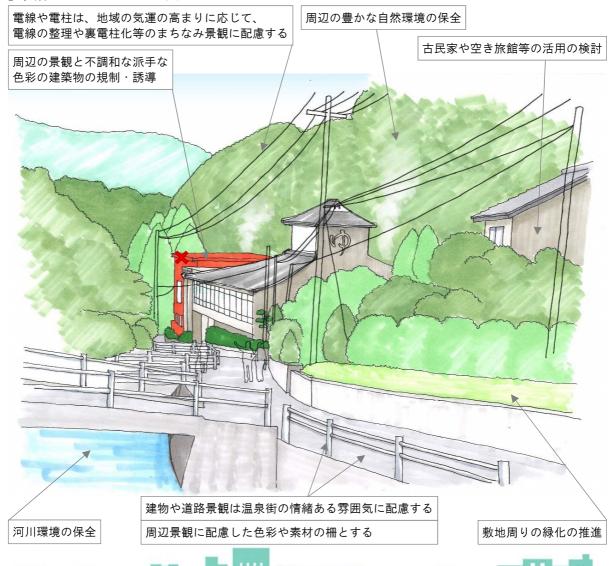


②景観重点区域候補地への選定理由

雄大な自然と情緒ある温泉街の雰囲気を残す歴史的価値の高い区域です。

ひっそりとたたずむ旅館と、川のせせらぎや木々の葉擦れの音などの大自然との融合が感じられます。古民家も点在しており、古賀のふるさとを感じられます。

③景観づくりのイメージ図



第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第2号]

大規模な建築行為や開発行為等は、周囲の景観に与える影響の程度が大きいため、場合によっては、 良好な眺望や自然景観、地域固有の雰囲気などが失われる恐れがあります。

このため、一定規模以上の建築行為や開発行為等に関する届出制度を設け、望ましい基準に適合するよう誘導することにより、良好な景観形成を図ります。

なお、基準に適合しない場合には、景観法に基づき、必要な措置の勧告 *1 や変更命令 *2 を行うことにより、制度の実効性を担保することとします。

※1:「勧告」: 届出行為が、景観計画の制限に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置を とることを勧告できる。(景観法第16条第3項)

※2:「変更命令」: 特定届出対象行為(建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で 定めるもの)について、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者等に対し て、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。(景観 法第17条第1項)

第1節 良好な景観形成に向けたしくみ

市全域を対象とした緩やかな基準による景観誘導を基本とし、特に景観保全が望ましい重要な区域(景観重点区域)については、より詳細な基準を設けることとします。

この2つを組み合わせることによって、メリハリのある景観形成を図っていきます。

(景観重点区域は、地元の意向を踏まえた上で、指定を検討します。)

区域	区分	行為
市全域	大規模な行為等	一定規模以上の建築行為や開発行為等
特定の区域	景観重点区域	特定の区域内における建築行為や開発行為等

第2節 届出对象行為

次の行為に該当する場合は、あらかじめ届出が必要です。

対象行為	行為 ^{※2} の種類		市内全域
建 3 物 **	建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更(法第16条第1項第1号)		高さが12mを超えるもの、または延面積が500㎡を超える もの ※500㎡を下回る主要幹線道路沿線に建てられる建築物
工作	工作物の新設、 増築、改築もし くは移転、外観 を変更すること	塔状工作物(I) 塔状工作物(Ⅱ) 壁状工作物	地上からの高さが15mを超えるもの ^{※5} ※但し、電柱を除く ガードレール、柵:長さが50mを超えるもの 上記以外:高さが2mを超えるもの ^{※5}
作 物 **	となる修繕もし くは模様替えま たは色彩の変更 (法第16条第1	横断工作物	水門、堰:幅が2mを超えるもの 上記以外:高さが5mを超え、かつ延長が50mを超えるもの ^{※5} 高さが15mを超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超え
開発行為	(スポーペス) その他工作物 項第2号) その他工作物 主として建築物の建築または都市計 画法の特定工作物の建設に供する目 的で行う土地区画形質の変更(法第16 条第1項第3号)		るもの ^{※5} 開発区域面積 ^{※6} が1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(法第16条第1項第4号)			高さ2mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に 係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの
木竹の伐採(法第16条第1項第4号) (※枯渇木竹の伐採、間伐などの保育のために通常行う管理行為は適用除外)		間伐などの保育のた	伐採面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における物件の堆積 (法第16条第1項第4号)		号)	高さ**7が2mを超えるもの、または当該行為に係る部分の 面積が500㎡を超えるもの
駐車場(多数の人が利用できる駐車場で料金を徴収するもの)の新設、増設または改修			駐車の用に供する部分の面積が1,000㎡以上のもの
るたのエ	特定照明(夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について行う照明)(法第16条第1項第4号)		上記の届出対象となる規模を持つ建築物および工作物に対し行われる、特定照明の新設・移設・改設および色彩等の照明方式の変更で、期間が14日を超えるもの

○工作物の定義

工作物の区分	工作物の対象物		
塔状工作物(I)	風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明 その他これらに類するもの		
 塔状工作物(Ⅱ)	彫像、記念碑、記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの		
壁状工作物	擁壁、柵、塀、ガードレール との他これらに類するもの		
横断工作物	高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰(地上付属工作物を含む)		
	その他これらに類するもの		
その他工作物	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場、地上に		
での他工作物	設置されたソーラーパネル その他これらに類するもの		

- ※1 規模は、増築等にあっては、増築後の規模とする。
- ※2 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第16条第7項に規定される行為は適用除外。
- ※3 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く)
- ※4 工作物とは、上表「工作物の定義」に掲げる工作物とする。
- ※5 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。工作物において、増築または改築後の高さ、または増築面積が各届出対象規模を超えるものを含む。
- ※6 水平投影面積とする。
- ※7 当該敷地が道路に接する場合は、主要な前面道路の路面の中心からの高さとする。道路に接しない場合は、地盤面からの高さとする。地盤面とは、当該敷地が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

第3節 景観形成基準

届出対象行為に該当する場合は、次の基準に適合する必要があります。

届出対象行為に該当しない場合は、届出の必要はありませんが、基準に適合するよう努めて下さい。

対象物	部位	要素	景観形成基準			
	高さ・配置		・周囲のまちなみから突出しないことを基本とし、周辺の景観を阻害しない高さ・配置とする ・眺望の背景となる山なみや松原の稜線を大きく阻害しないことを基本とし、海や平地部からの眺望に配慮した高さ・配置とする・地形に配慮した配置とする			
		形態・意匠	・周辺景観と調和した全体的にまとまりある形態・意匠とし、連続性のある景観の創出に配慮する ・大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。			
建築物	外観	色彩・素材	・歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・素材とし、色彩基準に基づくものとする ・落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、YR、Yの高明度低彩度色を推奨する ・使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果(コントラスト)の大きい色彩の組合せは避けるように努める ・外壁のアクセント色は外壁各面の面積の1/10以下とし、色彩基準に基づくものとする ・屋根は、歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、色彩基準に基づくものとする 【壁面の色彩基準】 ・屋根の色彩基準】 ・無彩色または低明度・低彩度を推奨する ※アクセント色 全色相			

対象物	部位	要素	景観形成基準
建築物	外構		・まちなみや自然などの周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、樹木や草花等によりできる限り緑化に努める ・建築設備は、公共空間**1から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は、公共空間から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景する ・日よけテントを設置する場合は、まちなみや建築物本体と調和するように色彩やデザインに配慮する。 ・塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める ・屋外広告物は出来る限り集約化し、まちなみや自然などの周辺景観との調和に配慮する。
工作物	塔状工作物	形態・意匠	・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態・意匠とすること ・落ち着いた色彩を基調とし建築物の色彩基準に準じて、高明度、 高彩度の色彩は避ける ・やむを得ない場合は、目立たないように修景する
		高さ・ 位置・配置	・周囲のまちなみから突出しないことを基本とし、周辺の景観を阻害しない高さ・位置・配置とする ・眺望の背景となる山なみや松原の稜線を超えないことを基本とし、 海や平地部からの眺望に配慮した高さ・位置・配置とする ・地形に配慮した配置とする
	壁状工作物・ 横断工作物・ その他工作物	形態・意匠位置・配置	・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態・意匠とする ・機能を保つ上で必要な高さ以上にならないこと ・やむを得ない場合は、目立たないように修景する ・地形に配慮した配置とする

市内全域				
開発行為	・のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める			
7117611 419	やむを得ない場合は、緑化等による修景に努める			
	・形状を変更する土地の範囲は必要最小限とする			
	(用水貯水池の補修などは除く)			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の	・土地の形質、樹木の保存に努める			
掘採その他の土地の形質の変更	・鉱物の採取または土石・砂の採取はなるべく行わない			
	・やむを得ない場合、および既に当初の目的を終えた箇所について			
	は、既存の樹木や新たな緑化等によって修景に努める			
	・極力伐採をしない			
木竹の伐採	※ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りでは			
	ない			
日かになける地域の世種	・堆積物が公共空間から見えないように植栽・植樹などで遮蔽をす			
屋外における物件の堆積	るなどの工夫を行う			
E) = 18	・外周の緑化修景等により、地域景観との調和やまちなみの連続性			
駐車場	に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める			
4+ ch 077 no	・地域の夜間景観を損なう過度の明るさや色彩の照明は避け、周辺			
特定照明	の夜間景観との調和に努める			

- ※1 公共空間とは、国道、県道および市道、もしくは市が新たに指定する市道をいう。
- ※2 以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザー(仮称)で審査した上で、景観形成 基準を適用しないことができる。
 - ・寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
 - ・公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。

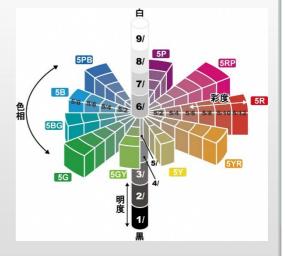
【参考:「マンセル表色系」について】

この計画では、日本工業規格(JIS)に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

なお、N(無彩色)とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色(白と黒自体も含む)の総称を指します。

①色相	②明度	③彩度
基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる	色さいをいいであるいるののにはいいではいいである。というではいいできませんがいる。	色の「鮮をとう」のした。とのでは、色のでは、色色がは、ほどがはなる。



▲色の3属性

マンセル値の読み方

5 R 4 / 12 (5アール4の12と読む)

①色相 ②明度 ③彩度

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第3号]

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、歴史的建造物 や長い年月をかけて育まれてきた樹木などの市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しま れている景観資源は、古賀らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

これらの指定された建造物・樹木については、現状変更の際には許可が必要になります。

第1節 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物など、市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる 建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重 要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当 すると認められるもの

- ① 建築等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていることまたは、修復が可能なこと
- ※ただし、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により登録文化財に指定されている建造物、県の指定文化財として指定されている建造物または仮指定された建造物については、適用しません。

第2節 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ※ただし、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により登録文化財に指定されている樹木、県の指定文化財として指定されている樹木または仮指定された樹木については、 適用しません。

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

「景観法第8条第2項第4号ロ、ハ]

第1節 基本的な考え方

多くの市民が利用する主要な道路、河川などの公共施設(景観法第8条第2項第4号口に規定する特 定公共施設)は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して 大きな影響を与えます。また、本計画で設定したフットパスも、市民の暮らしの基盤として重要な公共 空間となっています。

そのため、これらの内、特に良好な景観づくりのために重要な公共施設を、管理者との協議の上、景 観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように、景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に 配慮した整備を推進していきます。

これらの公共施設の質を向上・改善することによって、積極的な景観づくりを先導します。

第2節 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象は以下のとおりです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸保全区域等(海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等)に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧その他政令で定める公共施設

このうち良好な景観形成のために必要なものを指定することができます。

また、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可 の基準」を定めることを要請することができるとともに追加または変更を要請することができます。

【整備に関する事項を設定する対象の例】

整備に関する事項とは、景観上配慮すべき事項につい て定めるもので、以下のものを対象とします。

- ・道路の塗装
- ・照明柱、標識、信号柱、ガードレール、横断防止柵、
- ・案内サイン、ベンチ等ストリートファニチャー
- ·その他これらに類するもの



▲舗装・車止め・街路樹の一体的な整備事例



【占用等の許可の基準を設定する占用物件の抽出例】

許可の基準とは、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるもので、以下のものを対象とします。

- ・バス停留所の上屋
- ・電話ボックス
- · 電線共同溝地上機器
- ·その他これらに類するもの

第3節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、公共施設管理者との協議の上、景観重要公共施設を指定します。

【指定基準】

- ① 市の景観の骨格をなしている。
- ② 市民にとって景観形成上、重要と考えられている。
- ③ 地域の景観の核として親しまれている、もしくは親しまれることが十分予想される。

第4節 整備に関する事項等

前節までの基本的考え方や指定方針を踏まえて、以下を景観重要公共施設に指定します。

第1項 景観重要道路

(1) 景観重要道路の整備に関する事項

古賀市景観計画区域内における次頁の表の道路について、景観重要公共施設(道路)と位置づけ、 良好な景観形成のため、整備に関して下記の事項に取り組むものとします。

- ①眺望景観に配慮し、美しい自然との調和を図る。
- ②文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③周辺の公共施設(河川、海岸等)との調和を図る。

なお、国道3号の道路付属物等については、管理者が制定した色彩・デザイン指針等に基づき、良好な景観形成を推進するものとします。

(2) 景観重要道路における占用許可基準

(道路法第32条第1項または第3項の許可の基準)

景観重要道路内において工作物の占用許可申請を行う者は、下記の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

1) 工作物等の配置

- ▶ 眺望景観に対する視点場の確保に配慮する。
- 戸標識やサイン等の認知を妨げない配置とする。

2) 工作物等の形態意匠

▶ 周辺の自然環境や歴史的環境、公共施設との調和に配慮し、整然とした形態意匠とする。

3) 工作物等の色彩

▶ 景観重点区域等の歴史的な雰囲気のある区域を通る区間については、落ち着きのある色彩を 基調とし、周辺景観との調和に努める。

(3)景観重要道路一覧表

番号	路線名	管理	対象区間起点	対象区間終点
1	国道3号	王	福津市と古賀市との境界	古賀市と新宮町との境界
2	国道495号	県	福津市と古賀市との境界	古賀市と新宮町との境界
3	主要地方道35号 筑紫野古賀線	県	古賀市と新宮町との境界	古賀市花見東 (花見交差点)
4	県道514号 古賀停車場線 (古賀駅前通り)	県	JR古賀駅西口前	古賀市天神 (古賀駅前交差点)
5	市道・千鳥・栗原線	市	古賀市千鳥 (千鳥南区交差点)	古賀市庄・今の庄 (庄交差点)
6	市道 古賀駅・前田線 (新町商店街)	市	J R古賀駅西口前	県道534号清滝古賀線 交点
7	市道 鬼王線	市		
8	市道 町川原71号線	市	(青柳宿の	 の通り)

第2項 景観重要河川

(1) 景観重要河川の整備に関する事項

良好な景観形成のため、下表に示す河川は、景観重要公共施設(河川)として位置づけ、整備に関 しては次の事項に取り組むものとします。

- ①美しい自然との調和を図る。
- ②文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③周辺の公共施設(道路、海岸、漁港等)との調和を図る。

(2) 景観重要河川における工作物の新築等に伴う占用許可基準 (河川法第24条、第26条第1項の許可の基準)

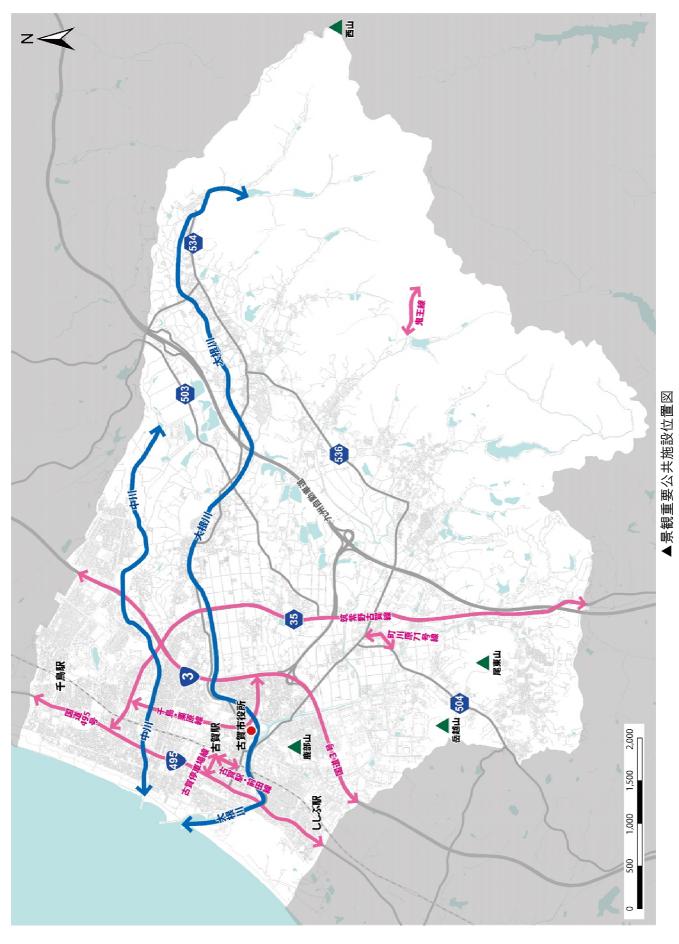
景観重要河川内において工作物の新築等に伴う占用許可申請を行う者は、下記の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

【工作物の形態意匠、色彩】

▶ 河川の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物は整然としたものとするとともに、落ち着きのある色彩とする。

(3)景観重要河川一覧表

番号	河川名	管理	区間
1	大根川	県	大根川流域
2	中川	県	中川流域



第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第4号イ]

景観計画の検討項目のうち、屋外広告物に関する方針について検討を行った。以下に基本的考え方と、 誘導方針を示します。

具体的な誘導指針については、並行して検討中の古賀市屋外広告物条例に反映することとします。

第1節 基本的な考え方

「屋外広告物」とは、屋外広告物法第2条第1項に定める、"常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの等"をいい、営利的なもの、非営利的なもの、いずれも該当します。

また、技術力の進展とともに、表示や掲出の形態も一層多様化することが予想されます。

良好な景観の形成のために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置については、周辺環境との調和はもとより、安全性を確保するという視点も重要となります。特に、交差点部における野立広告の掲出は、ドライバーの注意を削ぎ、交通事故の要因になることから、これらの範囲においては、屋外広告物の掲出について配慮が必要です。

また、特に市民や来訪者の目に触れることの多い地区や景観重点区域候補においては、地域の景観特性に配慮した色彩とし、規模や数量等に対しても配慮します。

第2節 古賀市の屋外広告物の現状と問題点

- ▶ 市内の屋外広告物については、国道3号、国道495号および主要地方道筑紫野古賀線の沿線を中心に、周辺のまちなみ景観や自然景観と不調和な屋外広告物が一部みられます。
- ▶ 特に国道3号沿線および、幹線道路との交差点部においては、大型の広告物が乱立しており、色彩 も多色使いが多いため、周囲の景観を損ねています。
- ▶ 今後は、福岡市の衛星都市としての定住者の増加や、これに伴う商業需要の増加から、関連する屋外広告物がさらに増加することが予想されます。このため、屋外広告物の規模、デザイン等に関して、地域特性や周辺景観と調和したものとなるような適切な景観誘導が望まれます。







▲市内の広告物景観

第3節 屋外広告物に関する景観誘導指針

前述した基本的な考え方に基づき、屋外広告物の表示または設置に関する景観誘導方針を次のとおり 定め、並行して検討中の古賀市屋外広告物条例に要件を反映します。

(1) 広告物の規模

- ▶ 屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、 数量は必要最小限とする。
- ▶ 複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化する。
- ▶ 主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ▶ のぼり旗等の簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、また周辺環境や建築物と調和 したものとする。

(2) 周辺との調和

- ▶ まちなみの景観に引き立たせる質の高いデザインとするように努める。
- ▶ 建築物、工作物に付属させる広告物については、周辺環境と同時に、当該建築物、工作物との 調和を図り、壁面の大部分を広告物が占めることがないように配慮する。
- ▶ 野立看板が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないようにする。

(3) 色彩・光の制限

- ▶ 屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ▶ 動光、点滅照明、そのほかこれらに類似するものは設置しないよう努める。
- ▶ 反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、表示または設置しないよう努める。

(4)設置の制限

- ▶ 景観重要公共施設については、展望に配慮する施設(道路、河川)として位置づける。
- ▶ 景観重点区域候補においては、屋外広告物を出来る限り設置しないようにし、設置する場合はまちなみ景観のコンセプトとの調和に努める。

第7章 景観づくりを推進するために

第2章第2節に掲げたしくみづくりの共通方針を踏まえ、景観まちづくりを推進するための取組みや体制、必要な支援等について以下のように定めます。

第1節 共働体制

第1項 市民、事業者、行政の共働体制の確立

景観まちづくりを推進するためには、市民、事業者、行政が一体となり、お互いの責務をしっかり理解し、共働しなければなりません。

それぞれが、それぞれの立場・役割での自主的な取組みや、相互の連携・意見交換をしながら、景観 まちづくりを進めていきます。

中でも、市民や事業者が個別に活動するだけでなく、景観まちづくり組織として情報共有や活動の連携を行うことで、活動の活発化が期待されます。

・景観まちづくりの主役であることを認識・景観まちづくりへの関心・理解を深め、自主的かつ積極的に景観形成に努める・市の景観施策に積極的に参加・協力する ・事業活動が景観に影響を与えるものであることを認識・事業実施には専門的知識や経験を生かし、景観の形成に貢献する・市の景観施策に積極的に参加・協力する

行政

- ・景観まちづくりに関する施策を総合的に策定し、実施
- 道路などの公共施設の整備をする際は、景観まちづくりに先導的な役割を果たす
- ・景観まちづくりの意識啓発、情報提供に努める
- ・景観まちづくりに携わる市民や事業者の支援に努める

▲市民・事業者・行政の共働と役割分担のイメージ図

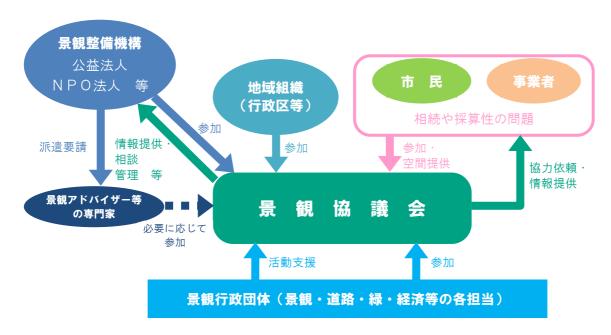
第2項 景観整備機構および景観協議会の設立・活動支援

景観法では、地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観の形成に取組む主体として、公益法人またはNPO法人の内、一定の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構として指定することができます。

景観整備機構として指定されたNPO法人等は、良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、アドバイザーの派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うことや、景観重要建造物または景観重要樹木の管理などの業務を行うことができます。

また、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者および景観整備機構は、景観協議会を組織することができます。景観協議会では、協議会で合意された事項について尊重義務が発生します。

前述した三者(市民、事業者、行政)による共働体制に加え、景観まちづくりを担うNPO法人等による景観整備機構の設立、その後の景観協議会の組織づくりを積極的に支援していきます。



▲景観協議会組織イメージ図

第3項 意識向上のための取組み

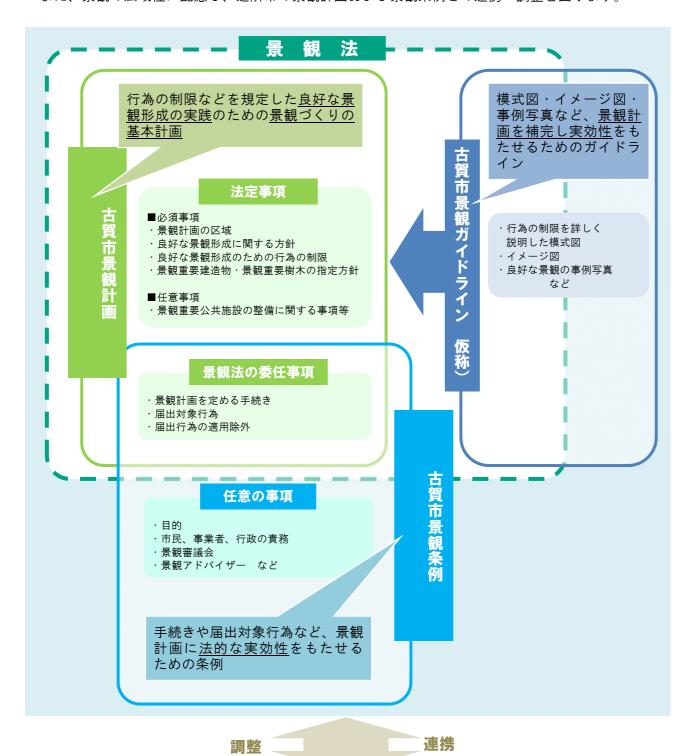
市民の意識向上は、持続可能な景観まちづくりのためには必要不可欠な要素です。そのため、行政広報誌や公式ホームページ、各種メディアを活用した広報活動に加え、シンポジウムなどのイベント等も開催し、積極的な意識向上に努めます。

第2節 計画の運用と体制

第1項 法適用の体系

計画の法的な実効性を担保する「古賀市景観条例」、実際の適用に当たっての詳細な手引きとしての「景観ガイドライン」(仮称)を併せて用いることにより、実効性の高い景観計画とします。

また、景観の広域性に配慮し、近隣市の景観計画および景観条例との連携・調整を図ります。



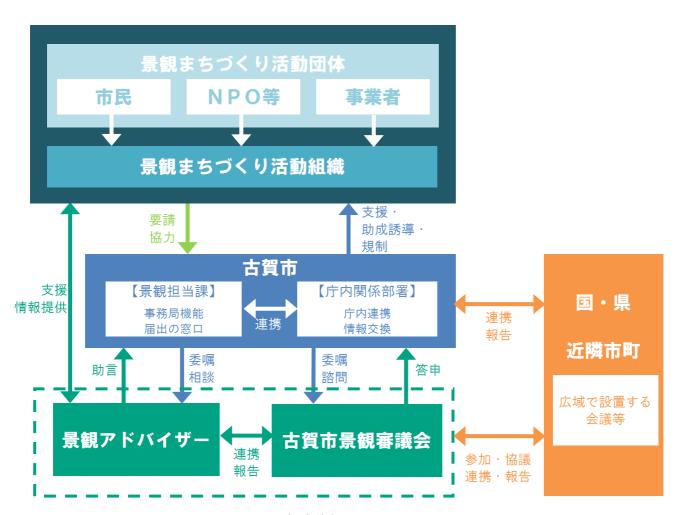
近隣市の景観計画、景観条例

第2項 第三者機関や専門家等を活用した推進体制の確立

景観計画区域内において良好な景観の形成を図るためには、地域の特色や良好な景観形成について専門的知識を持つ人の協議・調整や助言が重要です。そこで、市民代表や学識経験者、事業者等による第三者機関「景観審議会」を設け、景観計画そのものの変更や景観形成にかかわる重要案件等について、市長の諮問に応じて審議・答申します。

また、届出対象にあたる行為や公共施設の建設等に関して、技術的指導や助言を行う専門家組織「景観アドバイザー」を設け、臨機応変に対応可能な設計監視体制など、実効性の高い景観形成に向けた運用システムを構築します。

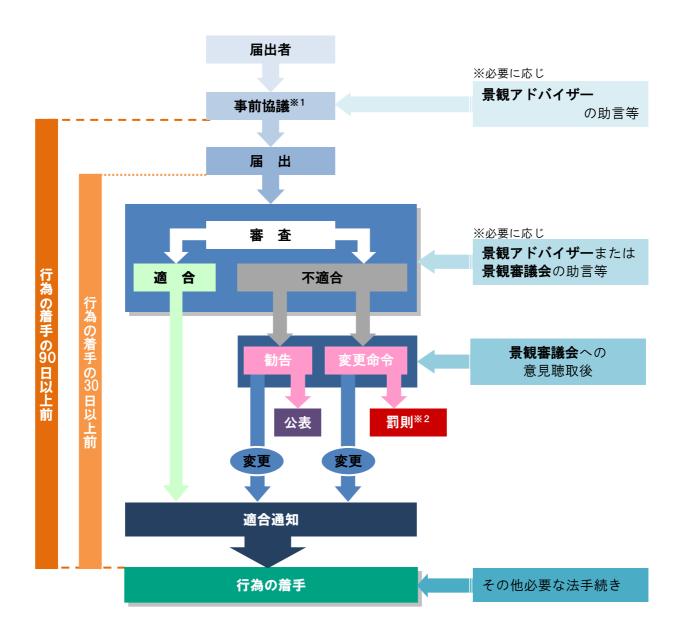
さらに、国県や近隣市町とも緊密に連携し、広域での会議等の設置・開催に際しては景観審議会委員や景観アドバイザーの参画により協議・連携を図るなど、市域のみにとどまらない連続した良好な景観の形成にも併せて努めていきます。



▲推進体制イメージ図

第3項 行為の届出に係る審査等の流れ

行為の届出は、景観を担当する部署で受理します。届出漏れがないように、手順をとりまとめたパンフレット等を作成し、周知・徹底を図ります。



- ※1 市の窓口において、景観計画についての資料閲覧や、景観形成方針および基準についてのアドバイスや相談を行います(景観条例で位置づけ)。
- ※2 景観法に基づき罰則を適用します。以下のような規定があります。
 - ○30万円以下の罰金…届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、行為の着手制限期日を守らず着手した場合 ○50万円以下の罰金…変更命令に従わない場合
 - ○1年以下の懲役または50万円以下の罰金…原状回復命令に従わない場合

第4項 景観重点区域の追加と法令の活用等

第2章第3節で示した景観重点区域候補については、地域との十分な協議・対話を行い、景観まちづくりの気運が高まった時点で景観重点区域とし、よりきめ細かな景観形成基準等を定めていきます。

また、土地所有者等(土地所有者および借地権を有する者)は、その全員の合意により建築物・緑・工作物・看板・青空駐車場など景観に関するさまざまな事柄を一体的に「景観協定」として定めることができます。本計画に景観重点区域候補として記載されていない地域地区についても、地域住民自らが地域の実情に応じて行う取組みを尊重し、支援していきます。

その他、景観地区や建築基準法による建築協定、都市緑化法による緑地協定など、地域の景観に対する意識の向上、活動の活性化に応じて、さまざまな制度の活用を図ります。

第5項 景観重要建造物、景観重要樹木の指定等に伴う支援

景観計画区域内の良好な景観の形成のために、景観上重要な建造物(建築物・工作物)を、景観行政 団体が指定し、その優れた外観の維持・保全を目的とする「景観重要建造物」、景観上重要な並木や由 緒ある樹木などを指定することで、伐採・移植などから守る「景観重要樹木」については、その指定、 管理、維持・修繕等、細かな対応が必要となります。

地域や所有者と共働して、景観保全に対する積極的な支援を行います。

第6項 フットパスネットワークの構築に向けた景観重要公共施設の追加指定

フットパスは、身近な生活景観を体験できる手段であり、なおかつ幹線道路や主要施設等へとつながっています。住民や来訪者が古賀の景観を楽しみつつ、日々の生活やまち歩きを快適に行うことができる「フットパスネットワーク」を構築していくため、事前準備や協議・調査等を踏まえ、順次景観重要公共施設に指定していきます。

第7項 行政による先導的な景観形成の推進

市で整備する公共施設(建築物、工作物、道路、河川等)については、整備を行おうとする区域の景 観形成方針や景観形成基準を遵守し、先導的に良好な景観形成を図っていきます。

景観重点区域内での整備については、景観アドバイザー等への事前協議や、必要に応じて技術的指導 を必要とするものとします。

景観施策は観光、産業、文化財、都市計画など広範囲にわたっており、市役所の担当部署も多岐に及んでいます。各部署との連携を緊密にするとともに、それぞれが実施する各種施策についても景観の観点を盛り込んだ、特色豊かなものにしていきます。

第8項 広域的な景観形成への配慮

広域的に良好な景観形成を実現するためには、市域のみならず隣接する福津市、糟屋郡新宮町・久山町、宮若市等と連携・調整を図ることが重要です。

沿岸部の市域をまたいで連続する海岸・松林、山間部においては、背景となる美しい山なみ、市を縦断・横断する道路については、沿道景観の連続性が損なわれることのないよう、隣接市との連絡調整を緊密に行うこととし、広域連携のための会議を開催して、情報交換や景観形成の方針を共有することなどを通じ、多角的な視点からの景観保全・創造を図っていきます。

第3節 景観資源の活用

第1項 フットパスネットワークの奨励

本計画に掲げるフットパスネットワークは、多様な自然景観や歴史景観、生活文化に醸成された景観など、まちの身近な風景を容易に体感することができるとともに、個々の魅力的な景観資源をつなぎ、さらには埋もれた景観資源の再発見にもつながる、非常に有効な手段の一つです。

フットパスネットワークを大切にし、保全・活用していくことは、そこに住む人の生活景観を大切に し、守り、またそこを訪れる人にとっても印象深く「また来てみよう」という意識につながることが予 想されます。

市では、このフットパスネットワークを多方面で奨励するとともに、生活者にも来訪者にも分かりや すい標識の設置等を検討します。

第2項 各種メディアを活用した古賀景観の魅力発信

せっかくの魅力的な景観があっても、市民や来訪者に知られなければ、その魅力や価値を共有し活用していくことはできません。行政広報誌や公式ホームページはもとより、フリーペーパーなどの各種メディアによる効果的PR等、地域振興や観光振興との連携を見据えた古賀景観の魅力発信を推進していきます。



古賀市 都市計画課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1 TEL: 092-942-1119

E-mail: toshi@city.koga.fukuoka.jp